

個人住宅建築等にかかる埋蔵文化財の調査と費用負担等について

- ① 遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合でも、
埋蔵文化財の所在が想定される場合は宮城県教育委員会の指導により
分布調査（現地確認）と必要に応じて**試掘調査**を行ないます。
試掘調査の費用は原則として**公費で負担**しております。
- ② 遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地に該当している場合は、
必要に応じて宮城県教育委員会からの指示による**確認調査**（試掘調査）を行ないます。
確認調査の費用は原則として**公費で負担**しております。
- ③ 上記①・②に関して、工事による掘削がごく浅い場合または盛土内に収まる場合は、
工事立会の取り扱いとなり掘削を伴う試掘・確認調査が不要となります。
埋蔵文化財包蔵地内での個人住宅建築については、あらかじめ地下の遺構等への影響が
小さくなる計画を立案していただくことで、早期着工が可能となります。
- ④ 上記①・②の調査で遺構等が確認された場合は、
地下の遺構を**現状保存**するよう造成・建物配置・工法等の計画変更をご検討下さい。

例）遺構を確認した部分について、○変更が可能である場合は掘削を要する建物・外構等の
配置を避ける。○遺構の上面に保護層 30cm を確保するよう基礎工事の根切り掘削の深度
や盛土厚を調整する。○造成を行なう場合は切土を回避し盛土は厚さ 2m 以内とする等
- ⑤ 上記④での計画変更が難しく地下の遺構への影響が避けられない場合は、
工事前に記録保存のための**発掘調査**（本発掘調査）を実施する必要があります。
発掘調査の費用は自己用の個人住宅建築等に限り原則として**公費で負担**します。
（建売住宅、集合住宅等の営利を目的とした事業の場合は事業者負担となります）。

・発掘調査の実施には一般的な規模の個人住宅で 2 週間～1 か月程度を要します。また、
業務の状況や気象条件等により着手可能時期が変動します。詳細な設計が未定でも協議
可能な場合がありますので、できるだけ早い段階でご相談いただくようお願いします。

※**分布調査**：地表面の観察により遺物散布や地形等の状況を確認し、埋蔵文化財の有無を確認する。植生の被覆等により十分な確認ができない場合には試掘調査による確認が必要となる。

※**試掘調査**：遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれないが、埋蔵文化財の所在が想定される場合にその有無を確認するための部分的な掘削調査。

※**確認調査**：遺跡地図に記載された周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で、事業計画地内の埋蔵文化財の状況と土木工事等の関りの有無を確認するための部分的な掘削調査。

※**発掘調査**：試掘・確認調査等で把握された遺構等について、現状保存が不可能となった場合に、その代替措置として記録保存を図るための全面的かつ悉皆的な掘削調査（本発掘調査）。

〔お問い合わせ先〕 蔵王町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係（埋蔵文化財担当）

989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10 蔵王町役場東庁舎内

TEL 0224-33-2328 FAX 0224-33-3831 MAIL info@dokitan.com